

令和7年度

学童クラブ

入所のしおり



飯一小どろんこクラブ

飯一小あおぞらクラブ

飯一小にじいろクラブ

飯一小おひさまクラブ

双柳たけの子クラブ

双柳きのこクラブ

原市場かたくりクラブ

原市場かたくりクラブ第2

一般社団法人 飯能市学童クラブの会

一般社団法人飯能市学童クラブの会の学童クラブ

飯一小どろんこクラブ

中山・八幡町・柳町

飯能市山手町 13-8

TEL 042-974-2939

doronko138.gakudou@gmail.com

携帯 080-9045-3790

飯一小あおぞらクラブ

飯能・稲荷町・南町

飯能市山手町 13-14

TEL 042-971-4137

aozora4137@ap.wakwak.com

携帯 080-9045-3791

飯一小にじいろクラブ

山手町・本町・永田・永田台

飯能市山手町 13-8

TEL 042-978-8300

nijiirro_c0717@ybb.ne.jp

携帯 080-9045-3787

飯一小おひさまクラブ

仲町・原町・大河原・久下

飯能市山手町 13-14

TEL

携帯

双柳たけの子クラブ

なみかみ・浅間上・浅間つばさ・新光

飯能市双柳 1194

TEL 042-973-6689

takenokoclub.1194@gmail.com

携帯 080-9045-3792

双柳きのこクラブ

はばたき・はりきり・なかよし

飯能市双柳 1194

TEL 042-980-7713

kinoko.3788@wind.ocn.ne.jp

携帯 080-9045-3788

原市場かたくりクラブ

原市場・中藤・唐竹・赤沢

飯能市下赤工 519-1

TEL 042-977-2411

katakuri.club@gmail.com

携帯 080-9045-3793

原市場かたくりクラブ第2

上赤工・下赤工

飯能市下赤工 442-2 原市場小学校内

TEL 042-978-8280

katakuri.clubdai2@gmail.com

携帯 080-1850-4895

クラブの会事務局

飯能市双柳 353-172

TEL 042-972-8490

hanno.gakudou@ace.ocn.ne.jp

携帯 なし

※児童数の増加により既存のクラブを分割する可能性があり、地区分けによっては所属クラブを変更することになる可能性があります。

「一般社団法人 飯能市学童クラブの会」

ってどんなところ？

一般社団法人飯能市学童クラブの会

代表理事 岩淵 昌司

就学児童が放課後や長期休暇の時、保護者が安心して就労、介護、病気治療等継続して出来るよう、1980年飯能市に最初の学童保育(公設民営)が開所しました。その後順次学童が増える中、安定した運営を行い、保護者による会計の負担を軽減する為、統一運営組織「飯能市学童クラブの会」が2004年に発足しました。

2019年4月より法人化し、「一般社団法人飯能市学童クラブの会」となりましたが、以前からの方針や方向性は変えずに、子どもたちのことを一番に考え、寄り添って保育にあたっています。また、保護者の皆様方との信頼関係を大切にし、学童が第2の家庭と思っていただけるような環境作りに努めております。

現在、3つの小学校の8学童(おひさまクラブは来年1月から開所)で、連携・協力して運営しています。統一運営をするにあたって、専従の事務職員を雇用していますので、保護者の皆様方の会計業務の負担はありません。また、運営に係わる会議も理事会で協議する為、保護者の皆様方の運営会議に対する負担もありません。この運営に関わる役員の理事・社員には、現役の保護者・OB保護者・OG保護者・職員が担っておりますが、直接役員に意見・要望を伝える機会が少ないかと思っておりますので、皆様の保護者会や役員会に理事が出向きますのでお聞かせください。保育料に関しても、一人親家庭や兄弟で通う児童を対象に減額措置を行っています。

現場を預かる職員も子どもたちの生活の場を充実し、保護者の子育てを支援できるように、日々の情報共有や保育実践の検討を通して互いに研鑽を重ね、研修に積極的に参加してスキルアップに努めています。

コロナ禍で、リモートでの保護者会、学童行事の中止や縮小をしてきましたが、5類になったことで少しずつ変わり、子どもたちの楽しみが増えてきました。夕涼み会・学童まつり・卒所旅行・全学童合同行事など感染予防をした上で実施してきました。

保護者会も十分な換気を行い会議の時間を短くした上で、対面で行われる機会が増えてきました。リモートに慣れて多少の抵抗があるかもしれませんが、直接会って話すことで、子どもたちの生活環境改善のための話し合いにたくさんの提案が出たり、個人的な悩み事や相談にも多くの時間を費やすことができるようになりました。ぜひ参加してみてください。

最後に、皆様方のご意見や要望を受ける窓口を事務局と各学童に設けていますので、必要の際はご利用ください。



ようこそ！学童へ

子どもも仕事も大事だから

学童保育は、昼間働いている保護者が安心して働きたい、子どもに安心して安全な放課後を過ごしてほしいという思いから生まれました。

働きながらの子育ては、喜びもたくさんある反面、時には、いろいろな悩みや不安で心が揺れ動くことがあります。慣れ親しんだ保育園・幼稚園から、いきなり4月には「小学校」と「学童」という新しい環境に飛び込んでいくわけですから、子どもにとっても、保護者にとってもわからないことが多く、慣れない生活に戸惑うこともあると思います。

学童保育は働きながら子育てをする保護者の集まりです。年に数回行われる保護者会で先輩保護者と子育ての悩みを語り合ったり、子どもたちとの行事を企画し楽しんだり、保護者にとってもほっと一息つける、安心できるような学童でありたいと思っています。

はじめまして！はじめはみんなドキドキ

初めて登所してくる子は、場所にも人にも慣れていない状態です。指導員は学童での生活のルールを伝えますが、できるだけ子どもたちが緊張しないで生活ができるように声をかけたり、見守ったりしています。

1年生から6年生まで通う学童では異年齢の子どもたちの関係も生まれます。

1年生にとって上級生は憧れの存在にもなりますが、少し怖い存在になるときもあります。

上級生にとっても、1年生とどのように接しているか、1年生が何をしたいのか、わからないところからのスタートになります。すっかりお兄さんお姉さんになった上級生も実は、結構ドキドキしながら1年生を迎えているのです。

トラブルも育ちの種

お互いに探りながら関わり合うのでトラブルになることもあります。その時は指導員が間に入り、お互いの気持ちを聞き取ったり、相手に伝えたりして、つながりをつくるように対応します。うまくいったり、いかなかったり、子ども集団の中で様々なできごとを経験しながら、子どもたちは成長していきます。

「いろいろあっても大丈夫」そんなふうに思えるように子どもたちの生活をつくっていきます。

子どもたちの様子は、お迎えのときやおたよりでお伝えしています。もし、子どもが「学童に行きたくない…」なんてこぼしたら、そのときにはご遠慮なく指導員にご相談ください。

一緒につくっていく学童の生活

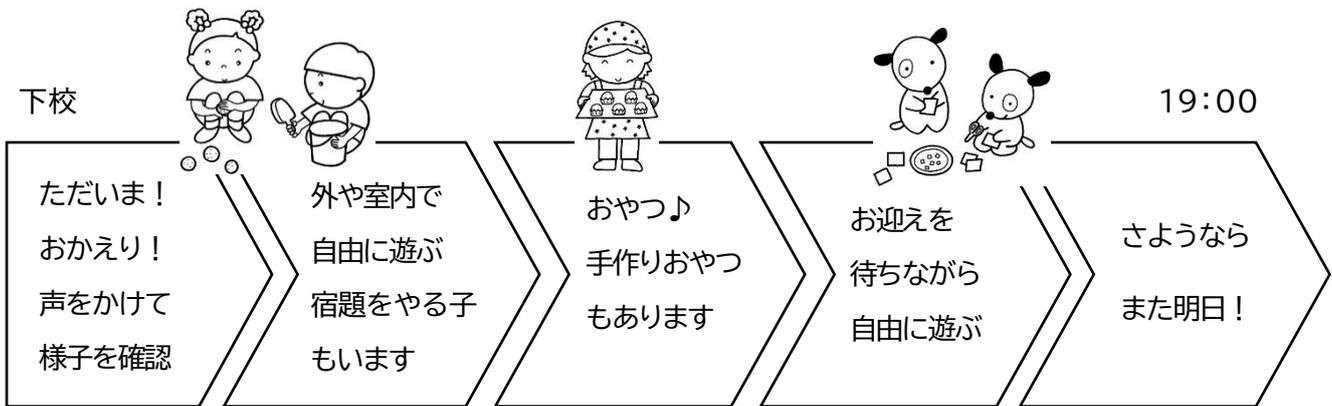
指導員は今後6年間保護者の皆さんを支えていくことはもちろんですが、一緒に子育てを考えていく仲間になりたいと思っています。学校の事、子育ての事、なんでも気軽に伝えてください。トラブルがあってもお互いに責め合うのではなく、一緒にどう解決していくか考えていきましょう。

年々学童保育のニーズは高まっており、理解も進んでいます。作り始めたころから比べたら、現在は制度も充実してきています。それでもまだ、整備が追い付かずに、子どもたちの生活で不便を感じることもあるかと思っています。そういったこともご遠慮なく伝えていただきたいと思います。一緒に力を合わせて学童の生活をより充実したものになるようにしていきましょう。

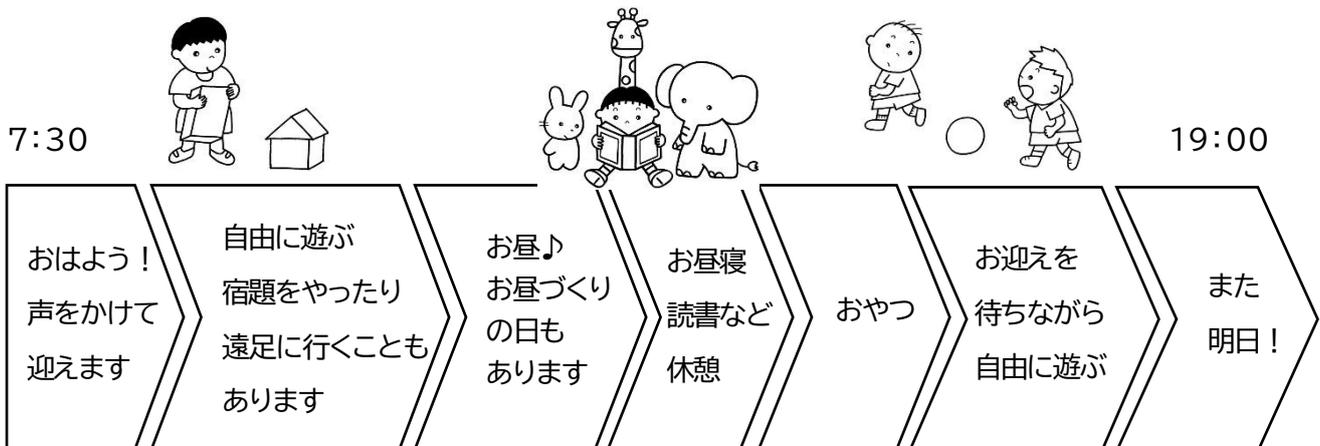
2014年制度改正により、それまでの「指導員」という呼び名が「放課後児童支援員（略：支援員）」に変わりました。したがって原則は「支援員」と表記すべきところですが、このしおりでは長年使われてきた「指導員」を使用しています。（子どもたちもまだまだ「しどういーん！」と呼ぶことが多いです）このしおりの中では「指導員」＝「支援員」です。

学童クラブでの生活

学校がある放課後



学校休業日…毎週土曜日・夏休み・冬休み・春休み・県民の日・開校記念日など



学童クラブと遊び

学童クラブは児童福祉法で定められた事業、「放課後児童健全育成事業」を行います。放課後児童健全育成事業は現在、条例で定める「設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」にもとづき運営されています。

その運営指針の中で、事業の目的として、「適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る」とされており、遊びは子どもにとって不可欠なものとして位置づけられています。

遊びは、子どもにとって最も自主的な活動です。子どもは楽しく遊ぶために、遊びの中で他の子どもの諸能力を読み、自他の特長をいかしたり、演技をしたり、とあらゆる工夫をします。児童期の子どもの社会性は、遊びにおいて最も発揮されます。また、子どもの身体能力や心的能力も遊びにおいて最大限に発揮されるのです。

ですから、学童クラブでは生活の中心に「遊び」があるのです。



保護者会

…働きながら子育てをする仲間

保護者会は、子どもが安全で豊かな学童の生活を過ごすために保護者が集う場所です。近年保護者会のない学童もありますが、クラブの会では保護者会があり、年に数回・夜に保育の伝え合いや行事の企画会議を行っています。

日々、お迎えの時やおたよりで子どもの様子をお伝えしますが、保護者会ではより広く子どもの様子や生活を知ることができます。保護者会で子どもたちの生活を聞いたり話したりするうちに、だんだん顔見知りが増えていきます。子どもを通して保護者同士がつながっていくこともあるでしょう。新しい環境に飛び込むことは、子どもも保護者も緊張するものです。保護者会に集まった保護者は「仕事をしながら子育てをする仲間」です。慣れるまではゆっくりでもかまいません。保護者会で子育ての悩みや喜びを語り合いましょう。

また、保護者会では、保護者の皆さんと共に子どもたちが喜ぶ行事を企画します。子どもたちの過ごす施設、環境の改善に向けて話し合うこともあります。子どもたちが安全に、そして安心して過ごせるように環境の改善に向けて、一人ひとりの声を束にして市へ働きかけることもあります。我が子が毎日過ごす学童がより良くなるようにするための第一歩が、子どもたちの日々の生活を知ること、学童保育のことを知ることなのです。

「このところ忙しくて大変だったけど、保護者会に来てよかった」…そんなふうに思ってもらえるように、子どもたちと共に楽しみながら、保護者会をつくっていきましょう。

「日本の学童ほいく」について

飯能市学童クラブの会では、月刊誌「日本の学童ほいく」を全家庭へお届けしています。

「日本の学童ほいく」はこんな雑誌です。

- ・働きながらの子育てに役立つ雑誌です
- ・指導員の実践(生活づくり)に役立つ雑誌です
- ・保護者と指導員の共感をつくるのに役立つ雑誌です
- ・学童保育をよくする活動をすすめるのに役立つ雑誌です
- ・読者である保護者・指導員が自らつくっている雑誌です
- ・全国連協※の機関紙で、日本で唯一の学童保育専門月刊誌です

※全国連協…全国学童保育連絡協議会

「指導員が読むものでは？」とおっしゃる方もいますが、保護者の皆さんも学童保育では主人公のひとりですから、この冊子で学童保育のことを知ってほしい…そんな思いでお届けしています。様々な地域の学童の様子や子育て家庭に役立つ読み物、クイズコーナーや子どもたちのイラストなどの投稿や“学童あるある”の4コママンガまで幅広く掲載しています。

日本の学童ほいく 全国学童保育連絡協議会
特集 春号「ただいま」
「おかえり」学童保育 4
2022 April



入所にあたって

指導員勤務時間

通常時	10:00～19:00
一日保育時	7:30～19:00

開所時間

通常保育	月曜日～金曜日 下校時～19:00
特別保育	毎週土曜日・春・夏・冬休み 県民の日 ^(11月14日) ・開校記念日 学校行事による振替休業日 7:30～19:00

休所日

- ・日曜日・祝日
- ・8月14日・8月15日
- ・年末年始(12月29日～1月3日)

入所手続き

◆入所までの流れ

- 12/14(土) 入所説明会
入所申込書類 配布開始
- 1/8(水)～2/1(土)
入所申込書類 申込期間

学童を初めて利用するご家庭は
1/25(土)、2/1(土)に受付します

- * 申込期間以降も随時受付
- 4/1(火) 入所・利用開始

◆書類の配布・提出場所

…利用予定の学童クラブ(住所による)

◆提出書類

- ① 入所申請書
 - ② 就労証明書
 - ③ 児童調査書
 - ④ 自動払込利用申込書
- * 上記の他、必要な場合
…減額申請書、住民票、送迎依頼書など

◆おねがいと諸注意

- ① 新しく入所する子どもの受け入れは原則として4月1日からとなります。
3月末日までは保育園・幼稚園をご利用ください。
- ② 障がいのある子、アレルギー等特別な配慮が必要な子は、入所前に各学童クラブの指導員にご相談ください。
- ③ 保育中のケガや事故等に備え、学童保育事業保険(傷害・賠償責任)に加入します。
入所申請書の加入の同意欄にご署名をお願いします。

保育料の支払い方法

- ◆ ゆうちょ銀行からの自動口座振替です。
- ◆ 口座振替日は毎月5日です。
(5日が土日祝日の場合は翌営業日)
再振替は15日です。
- ◆ 振替手数料が10円かかります。
- ◆ 保育料の徴収時期は次ページのとおりです。
- ◆ 入所時・春夏冬休み後・新年度の他、特別保育料が加算される月については通知書で金額をお知らせします。

保育料・入所金

入所金					10,000 円
区分 学年	金額(月額)				
	共働き	一人親	兄弟上	一人親兄弟上	
1~3 年	11,000 円	7,500 円	7,000 円	4,000 円	
4 年	7,500 円	6,500 円	6,500 円	4,000 円	
5 年	7,000 円	6,000 円	6,000 円	4,000 円	
6 年	6,500 円	5,000 円	5,500 円	4,000 円	
兄弟が同時に3人以上在籍する場合の兄弟上3人目～ 1,000 円					
特別 保育料	特別保育時(朝 7:30 からの一日保育)		1 日あたり	100 円	
	延長保育料(午後 7 時以降お迎えの場合)		15 分あたり	500 円	

※兄弟上 …兄弟が 2 人以上在籍する場合は、一番下の子以外が対象となります。

【例】共働き・3 人在籍 → 6 年生 1,000 円 4 年生 6,500 円 1 年生 11,000 円

※保育料には、おやつ代・教材費等が含まれています。

※上記の他、各学童クラブで定める保護者会費やお昼代があります。金額や徴収方法は各学童クラブでご確認をお願いします。

保育料の徴収時期

口座振替日		4月5日	5月5日	6月5日	7月5日	8月5日	9月5日
保育料		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
保 特 育 別 料	土曜日 学校休業日	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
	長期休業分		春休み				
入所金		○					

口座振替日		10月5日	11月5日	12月5日	1月5日	2月5日	3月5日
保育料		10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
保 特 育 別 料	土曜日 学校休業日	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分
	長期休業分	夏休み				冬休み	
入所金							

学童に関すること

着替え・持ち物

保育中に汗をかいたり、汚れたりすることもあります。着替えをご用意ください。
着替えや持ち物にはお名前を記入してください。

学童をお休みするとき

学童クラブをお休みするときは、学童・学校の両方に連絡をしてください。

子どもの送迎

お迎えは、原則保護者が行ってください。
子どもだけの帰宅は認めていません。
保育時間内(午後7時まで)にお迎えに来てください。

送迎がいつもと異なるとき

お迎えに行く人がいつもと異なるときは、指導員にその旨ご一報ください。
定期的に外部の方にお迎えを依頼する場合には、送迎依頼確認書を提出してください。

さくら days(アプリ)

登降室管理、連絡ツールとして「さくらdays」を利用しています。
アプリの登録や送迎時の打刻をお願いします。

駐車場の利用時

駐車場を利用する際は、一般の通行車両に迷惑をかけないようにお願いします。

お弁当・昼食

一日保育や給食の無い日は、原則としてお弁当を持たせてください。
学童でお昼を用意する場合は、事前にお知らせします。

書類の提出

書類の提出期限は守ってください。
特に出欠席に関する書類は、指導員の配置の都合上、提出期限内にご提出をお願いします。
土曜日保育の申込みは前月の15日までとなります。(15日が休日の場合は前後します)

学校に関すること

学校への連絡

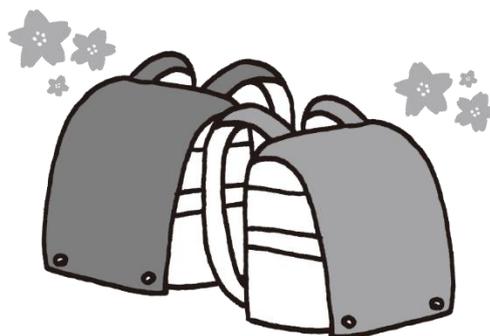
学校に提出する家庭調査表に「学童クラブに通う」ことを記入してください。

学童をお休みするとき

学童クラブを休む場合は、学校へ学校の連絡帳に記入して伝えてください。
一斉下校の時は班長さんにも伝えてください。
お休みの連絡がなく、学童に登所しなかったときは、安全確認のため保護者に連絡をすることがあります。

入学当初のお迎え

1年生は、入学後しばらくの間、学童クラブから指導員が学校へお迎えに行きます。



緊急時（地震・風水害）における学童クラブの対応

1、緊急時について

緊急時とは災害や、大地震発生時、不審者等による事件が学童クラブ及び地域で発生した時です。
緊急時の対応地域は飯能市全域です。

2、連絡方法について

緊急時の対応については可能な限り、メール・電話でご連絡いたします。
停電等でライフラインが機能していない場合は、施設への掲示等の対応をする場合があります。

3、学童クラブの対応及び児童の登所について

緊急時は、保護者または代理人(以下「保護者等」という)の送迎をお願いします。
緊急時の対応は学校によって異なる場合があります。学童クラブでは下表のとおりとなります。

A 小学校へ登校後

小学校の対応	学童クラブの対応
一斉下校	10時00分から開所しています。下校時より保育します。
保護者の引取りによる下校	閉所します。

B 小学校への登校前

小学校の対応	学童クラブの対応
登校時間の変更	前日までに分かっている指導員対応ができる場合は、午前7時30分より開所します。 小学校の登校時間に合わせて児童をクラブから学校へ送り出します。

C 小学校が休業になる場合(休校、長期休業等)

状況	学童クラブの対応
大雪、暴風等の 気象警報発令時	指導員が出勤でき、安全に保育ができる場合は、別途連絡の上開所します。 交通機関の運行遅延等、クラブ開所に障害が生じている場合があります。登所前に学童クラブの状況を確認してください。
大地震発生時	安全が確認できるまで閉所します。
特別警報発令時 (重大事案発生時)	安全が確認できるまで閉所します。

D 学童クラブへ登所後

状況	学童クラブの対応
大地震発生時	保護者の速やかな引き取りによる帰宅となります。 状況により、各地域の避難所(小学校)に避難します。
特別警報発令時	速やかに命を守る行動を取ります。状況により各クラブに留め置き、 安全確認後に各地域の避難所に避難します。
不審者による事件発生時	状況により、学校・公共施設等へ避難します。

*市内にて大規模災害が発生した場合は、子どもの安全を確保するために、基本的に地区の小学校へ避難します。保護者の方は避難先にて子どもの引き取りをお願いします。

4、地震等災害発生時の避難場所、子どもの引き渡し方法について

災害発生時、指導員が避難誘導にあたり、避難場所にて保護者のお迎えを待ちます。

指定の場所へ直接お迎えに来てください。

防犯上の理由により、緊急時の引き取り順位の記載のある方のみへ子どもを引き渡します。

※保護者との連絡で直接確認が取れた場合のみ、例外とします。

引取りの際、指導員によるお顔の確認が不可能な方の場合、身分証明書等によるご本人確認をさせていただきます。

引渡しは名簿確認の上行いますので、お迎えの時、指導員に必ず声をかけてください。

避難場所一覧

第一避難場所にいない場合は第二避難場所にお回りください

第一 避難 場所	飯一小どろんこクラブ	飯能第一小学校
	飯一小あおぞらクラブ	
	飯一小にじいろクラブ	
	飯一小おひさまクラブ	
	双柳たけの子クラブ	双柳小学校
	双柳きのこクラブ	
	原市場かたくりクラブ	原市場小学校
	原市場かたくりクラブ第2	
第二避難場所	各学童クラブ(安全確認後)	

学級・学年・学校閉鎖時における学童クラブの対応

季節性インフルエンザ等による学級・学年・学校閉鎖

インフルエンザ等(新型インフルエンザや新型コロナ等を除く)による学級閉鎖等の場合、発症していない子どもについて、原則午前 7 時 30 分からの受け入れをします。
一日保育料(100 円)がかかります。

受入体制が整わない場合

指導員の体制確保ができず受け入れができない場合もあります。
その際はすみやかに保護者へ対応について連絡します。

未知の病原体等による感染症流行の場合

未知の病原体等による感染症流行での学級閉鎖等の場合は、学校や行政と連携を取り、その都度受け入れの判断をいたします。
その際は速やかに保護者へ対応について連絡します。

一般社団法人飯能市学童クラブの会 運営規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人飯能市学童クラブの会定款第4条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うため、一般社団法人飯能市学童クラブの会（以下「学童クラブの会」という。）が運営する学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の設置、管理及び利用について必要な事項を定めることにより、家庭において保育を必要とする小学校児童の継続した生活の場を確保し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、子どもの育成、適切な遊びや生活の支援（以下、「育成支援」という。）を行う。そのことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において「保育を必要とする」とは、次に掲げる事由により児童が放課後または学校休業日に保護者の保護育成を受けられないことをいう。

- (1) 保護者が就労、就学または技能訓練をしていること
- (2) 保護者が疾病または心身の障害の状態にあること
- (3) 保護者が看護または付添いをしていること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事会が相当と認める事由

2. この規約において「利用者」とは、学童クラブを利用している児童をいう。

(運営方針)

第3条 学童クラブの会は、子どもを中心に豊かな生活の場を提供することを基本とし、次に掲げる方針に基づき事業を運営する。加えて放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下、「設備基準」という。）及び放課後児童クラブ運営指針（以下、「運営指針」という。）を遵守しつつ、健全で安定的な運営

を行うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの笑顔を守り、子どもの人権を尊重し、ひとりひとりの違いを踏まえて健やかな育ちを保障する。
- (2) 子どもたちを安心して預けられる場所を保障し、保護者の就労を守る。
- (3) 保護者と指導員が連携し、より良い子育ての環境を作る。

(名称及び位置)

第4条 学童クラブの名称及び位置は、別表1のとおりとする。

(対象児童)

第5条 学童クラブの入所対象者は、原則として飯能市内の小学校に在籍している保育を必要とする児童とする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、1つの学童クラブ（支援の単位）の専用区画の面積を1.65（㎡）で除して得られた数（小数点未満切捨て）を上限として設定する。ただし、上限を超えた申込みがあり、その数を超えて児童を受け入れて保育を実施する際は、施設の規模や職員による支援に支障がない場合において、弾力的な受け入れができる。

2. 支援の単位または学童クラブの分割については、実人数、平均利用人数、利用実績人数を総合的に勘案して進めていくものとする。

(職員の職種、員数)

第7条 学童クラブにおける職員の種類は、放課後児童支援員（以下、「支援員」という。）と補助員（支援員が行う育成支援について支援員を補助する者をいう。以下、「支援員等」に含めるものとする。）とする。

2. 支援員等は、正規指導員及びパート指導員とし、正規指導員は学童クラブの会が定めた勤務時間のすべてを勤務する者（以下、「常勤」という。）とする。

3. 支援員等は、支援員を支援の単位ごとに2人以上配置する。ただし、1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

(1) 児童数に応じた支援員等の配置は次のとおりとする。

児童数	職員数
～20	2
21～30	3
31～50	4
51～60	5
61～	6

(2) 障害児が在籍するときは、前項の職員数に次のとおり加配する。

障害児の数	加配数
1,2	1
3～5	2
6～	3

(3) 障害児の障害の度合い等により、必要に応じて(2)の加配数に加えて増員することができる。

(休業日)

第8条 学童クラブの休業日は次のとおりとする。ただし、理事会は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 8月14日及び8月15日
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

(開所時間)

第9条 学童クラブの開所時間は、小学校終業時刻から午後7時までとする。ただし、学校休業日においては午前7時30分から午後7時までとする。

2. 理事会は、特に必要があると認めるときは、各学童クラブの実情に応じて前項の時間を変更することができる。

(保育料)

第10条 利用者の保護者は、別途定める保育料を納付しなければならない。保育料の額は別表2のとおりとする。

2. 保育料には、おやつ代、教材費等学童クラブを運営する上で必要な全ての費用が含まれる。

3. 学童クラブが保育料以外に徴収できる経費の種類、金額及び徴収方法は別表3のとおりとする。

(保育料の減額)

第11条 理事会は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額することができる。減額できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一人親世帯
- (2) 同一世帯から1年から6年までに2人以上の利用者がいるとき
- (3) 生活困難家庭
- (4) 前号に掲げるものの他、理事会が特に必要があると認めるとき

(入所金)

第12条 学童クラブに入所が決定した児童の保護者は、別途定める入所金を納付しなければならない。入所金の額は、別表2のとおりとする。

2. 入所金は退所するまでの間有効とし、退所時においても返還しない。

第2章 入所・休所・退所

(入所手続等)

第13条 児童を学童クラブに入所させようとする保護者は、学童クラブの会入所申請書(第1号様式)を、入所を希望する学童クラブの職員を経由し、理事会に提出しなければならない。

2. 前項の申請書には、就労証明書(第2号様式)又は申立書(第3号様式)を添付しなければならない。

3. 理事会は、入所の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(入所の承認)

第14条 理事会は、入所申請書を受領したら、申請書等の内容を確認し、審査を行う。

2. 理事会は、審査を行うにあたって必要と認めるときは、児童の保護者と面接又は必要と認める書類の提出を求めることができる。
3. 入所の承認期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。
4. 理事会は、前各号の審査の結果、学童クラブの入所を決定したときは、学童クラブ入所承認通知書(第4号様式)により児童の保護者へ通知する。ただし、理事会の決定によりこの通知を省略することができる。
5. 理事会は、入所の審査及び承認手続を各学童クラブの職員に委任することができる。

(入所の不承認)

第15条 理事会は、入所を承認できない場合は、その理由を付し、学童クラブ入所不承認通知書(第8号様式)により児童の保護者へ通知するものとする。

(入所承認の取消し等)

第16条 理事会は、次の各号の一に掲げるものにより入会の承認を取り消し、または利用を停止するときは、その理由を付し、学童クラブ入所承認取り消し・停止通知書(第9号様式)により利用者の保護者へ通知するものとする。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき
- (2) この規約及び理事会の指示に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事会が特に必要があると認めたとき

(緊急保育)

第17条 保護者の入院及び理事会が特に必要があると認めた場合は、緊急的に児童を受け入れることができる。

2. 緊急保育を受けようとする児童の保護者は、入所申請書(第1号様式)を、入所を希望する学童クラブの職員を経由し、理事会に提出しなければならない。
3. 前項の申請書には、児童調査書・同意書・申立書・入院証明書(入院手続書類)を添付し

なければならない。

(保育料の徴収方法)

第18条 保育料は、毎月5日までに当月分を納付しなければならない。

2. 保育料の納付は、指定金融機関からの口座振替による。
3. 保育料等の徴収手続きは別途定める。

(保育料の減額手続)

第19条 第11条に定めるところより保育料の減額を受けようとする利用者の保護者は、学童クラブ保育料減額申請書(第5号様式)を理事会に提出しなければならない。

2. 理事会は、減額の審査を行うにあたって必要と認める書類の提出を保護者に求めることができる。
3. 理事会は、保育料を減額することを決定したときは、学童クラブ保育料減額承認通知書(第6号様式)を、減額しないことを決定したときは、学童クラブ保育料減額不承認通知書(第7号様式)を、利用者の保護者へ通知するものとする。

(保育料の徴収猶予)

第20条 理事会は、第13条第1項の規定に基づく申請があったときは、当該申請に係る決定を行うまで保育料の徴収を猶予することができる。

(休所手続)

第21条 利用者が疾病等の理由により

1ヶ月以上の長期間学童クラブを欠席する場合、理事会は保護者の申請により審議を行い、当該利用者を休所扱いとすることができる。

2. 原則として産休・育休・労災での休職等は認め、それ以外は理事会にて審議するものとする。
3. 利用者を休所させようとする保護者は、学童クラブ休所届(第10号様式)を理事会に提出しなければならない。
4. 休所期間中は、1ヶ月単位で保育料を免除することができる。ただし、月途中からの休所及び再入所に際して、当月分の免除は行わな

い。

5. 理事会は、休所の要件に該当せず、利用者の休所を承認できない場合は、その理由を付し、学童クラブ休所不承認通知書（第11号様式）により利用者の保護者に通知するものとする。

（退所手続）

第22条 年度の途中で利用者を退所させようとする保護者は、原則として1ヶ月前までに、学童クラブ退所届（第12号様式）を理事会に提出しなければならない。

（変更に係る手続き）

第23条 利用者の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出事項変更届（第13号様式）及び変更に伴う申請書類を速やかに理事会に提出しなければならない。

- (1) 保護者に変更があったとき
- (2) 保護者の住所又は連絡先に変更があったとき
- (3) 利用者の保育を必要とする状況に変更があったとき
- (4) 保育料の減額に関する状況に変更があったとき

第3章 施設

（設備の基準）

第24条 学童クラブには、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2. 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、学童クラブを開所している時間帯を通じて専ら当該学童クラブの用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。
3. 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
4. 施設設備の基準は別途定める。

（非常災害対策）

第25条 学童クラブは非常災害対策として、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 非常災害

- ① 避難及び消火に対する訓練を、必要に応じ、消防署と連携して、定期的に行う。
- ② 施設に防火管理者を置く必要のある学童クラブは、防火管理者研修を受ける。
- ③ 軽便消火器等の消防設備は、いつでも使える状態にしておくとともに、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける。

(2) 防犯

- ① 防犯ベルの設置等、防犯対策を講じる。
- ② 地域の警察との連携を密にする。
- ③ 防犯のための管理日誌を備える。

(3) 火災保険等

万が一の事故等に備え、火災保険等必要な損害保険に加入する。

第4章 職員

（職員の雇用）

第26条 学童クラブの会は、子どもとの安定的、継続的な関りが重要であることを鑑み、職員を長期的に安定した形態で雇用する。

2. 職員の雇用については、一般社団法人飯能市学童クラブの会就業規則等に定める。

（職員の職務内容）

第27条 正規指導員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 子どもたちの健全な育成と遊び及び生活の支援、ケガや事故の予防と対応、衛生管理、災害時の対応
- (2) 職員会議の企画と進行を担い、職員間の信頼し合える関係の構築に努める
- (3) 出欠席簿や保育日誌、業務日誌、事故報告、ヒヤリハット記録書の記録作成
- (4) 月1回以上の通信の発行と連絡帳等の記入
- (5) 年間・月間計画、勤務予定表の作成
- (6) 計画に基づいて保育を行った結果のまとめ

- (7) おやつ準備（手作りおやつなど）
- (8) 諸経費（消耗品・給食材料費・備品等の買出しを含む）の管理
- (9) 個々の保護者の相談対応、保護者会での保育報告や相談
- (10) 学校や家庭への必要に応じた連絡
- (11) 施設・設備・備品の管理
- (12) 子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究、遊びや活動の準備及び行事の企画
- (13) 学習会・研修会への参加及び職員全体に対する研修参加の呼びかけ
- (14) 地域への対応、行政との連絡及び対応
- (15) 関係機関との連携
- (16) 職員として知り得た情報の守秘義務の遵守
- (17) 子どもの心身状態を把握し、必要な対策をとること
- (18) 緊急時の連絡体制を整備し、対応を確立すること
- (19) 重要書類やその他の書類の保管、管理、整理
- (20) 指導員会の活動に参加し、学童クラブの会の運営を支える

2. パート職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 子どもたちの健全な育成と遊び及び生活の支援、ケガや事故の予防と対応、衛生管理、災害時の対応
- (2) 職員会議への出席
- (3) 出欠席簿や日報の記録作成
- (4) 手作りおやつやお昼づくりの補助
- (5) 子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究
- (6) 学習会・研修会への参加
- (7) 職員として知り得た情報の守秘義務の遵守
- (8) 子どもの心身状態を把握し、必要な対策をとること
- (9) 環境整備や衛生管理の補助
- (10) 行事準備の補助（壁画、誕生カードなどの作成補助）

（研修）

第28条 職員は、研修等を通じて、必要な知識

及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

第5章 管理・運営

（運営上の留意点）

第29条 学童クラブの会は、運営を行うに当たって、次の事項に十分留意しなければならない。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- (2) 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、学童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
- (3) 運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
- (4) 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
- (5) 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。

（労働環境整備）

第30条 学童クラブの会は、職員の労働実態や意向を把握し、職員が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める。

- 2. 職員の健康管理や学童クラブの衛生管理の観点から、年1回健康診断を実施する。
- 3. 職員が業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、労災保険に加入する。また、職員の雇用形態に応じて、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入する。

（衛生管理）

第31条 学童クラブの会と職員は、協力して次のとおり衛生管理に努める。

- (1) おやつ等の調理を行う職員について定期的に保菌検査を実施する。
- (2) 設備、食器等または飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (3) 必要な医薬品その他の医療品を備えると

ともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。

- (4) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第31条の2 学童クラブの会は、利用者の安全の確保を図るため、クラブごとに、当該クラブの設備の安全点検、職員、利用者等に対するクラブ外での活動、取組等を含めたクラブでの生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他クラブにおける安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2. 学童クラブの会は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。
3. 学童クラブの会は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について収支する。
4. 学童クラブの会は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第31条の3 学童クラブの会は、利用者のクラブ外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握できる方法により、利用者の所在を確認する。

(事故発生時の対応)

第32条 学童クラブの会は、学童クラブ管理下

において事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2. 学童クラブの会は、学童クラブ管理下において賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
3. 利用者及び保護者は、学童クラブの会及び学童クラブの保育や行事等の際に発生した事故について、学童クラブの会及び学童クラブの職員に対し、保険の対象を越える賠償請求をすることはできない。
4. 学童クラブの会は、やむを得ず誰かに損害を与えた場合や、利用者本人の怪我による通院等に対処するため、損害保険に加入し、保護者に加入の同意を求めるものとする。

(学童クラブ管理下からの離脱)

- 第33条 利用者がやむを得ず保護者の同伴なしに、帰宅及び一時的に学童クラブの管理下から外れ他所に行く必要がある場合は、保護者は事前に学童クラブの職員に申し出なければならない。
2. 前項の規定により利用者が帰宅途上及び他所に行っている間に発生した事故については、学童クラブの会及び学童クラブの職員は一切の責任を負わない。

(秘密保持等)

- 第34条 学童クラブの会の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 学童クラブの会は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(保護者との連絡)

- 第35条 学童クラブの会と職員は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(会計管理及び情報公開)

第 36 条 学童クラブの会は、保育料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行う。

2. 前項に定める会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開するように努める。

(業務継続計画の策定等)

第 36 条の 2 学童クラブの会は、クラブごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2. 学童クラブの会は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める。
3. 学童クラブの会は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、業務継続計画の変更を行うよう努める。

第 6 章 緊急時の対応

(非常時の対応)

第 37 条 非常時の開所及び閉所等の対応については、利用者の安全を考慮し、別に定める基準により各学童クラブにおいて開所・閉所の決定を行う。

第 7 章 学校・地域との連携

(学校、地域、関係機関との連携)

第 38 条 学童クラブの会と職員は、学校、地域、市、関係機関と密接かつ相互に連携して支援に当たらなければならない。

第 8 章 苦情への対応

(苦情への対応)

第 39 条 学童クラブの会は、学童クラブの利用者もしくはその保護者等からの苦情又は問題発生時に迅速かつ適切に対応するために、苦情の窓口を設置するための必要な措置を講じる。

2. 学童クラブの会は、学童クラブの行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
3. 苦情解決の手順は別途定める。

第 9 章 虐待の防止のための措置

(虐待等の禁止)

第 40 条 学童クラブの職員は、利用者に対し、次に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること
- (3) 利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の利用者による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他職員としての養育又は業務を著しく怠ること
- (4) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

第 10 章 保護者会

(保護者会)

第 41 条 学童クラブに保護者会を置く。

2. 保護者会は、指導員と共に学童クラブの活動の充実に努めるものとする。
3. 保護者会の運営にあたっては、学童クラブの会の規約を遵守するとともに、保護者会としての規約を定めるものとする。

4. 保護者会の活動費用は、各保護者会独自で定め、徴収するものとする。

付則

1. この規約は、2021年1月8日から施行する。
2. (別表3改正)
この規約は、2021年3月17日から施行し、改正後の保育料は2021年3月29日以降利用分から適用する。
3. (別表2改正)
この規約は、2021年4月30日から施行し、改正後の保育料は2021年6月分から適用する。
4. (第9条改正)
この規約は、2022年5月17日から施行し、2022年6月1日から適用する。
5. (別表3改正)
この規約は、2022年7月12日から施行し、改正後の保育料は2022年7月分から適用する。
6. (第9条、第31条改正、第31条の2、3、第36条の2新設)
この規約は2023年4月19日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

名称	位置
飯一小どろんこクラブ	飯能市山手町 13-8
飯一小あおぞらクラブ	飯能市山手町 13-14
飯一小にじいろクラブ	飯能市山手町 13-8
双柳たけの子クラブ	飯能市双柳 1194
双柳きのこクラブ	飯能市双柳 1194
原市場かたくりクラブ	飯能市下赤工 519-1
原市場かたくりクラブ第 2	飯能市下赤工 442-2

別表 2 (第 10 条関係)

徴収金の種類および区分			金額
入所金			10,000 円
保育料 (月額)	共働き家庭	1~3 年	11,000 円
		4 年	7,500 円
		5 年	7,000 円
		6 年	6,500 円
	一人親世帯	1~3 年	7,500 円
		4 年	6,500 円
		5 年	6,000 円
		6 年	5,000 円
	共働き世帯 (兄弟の上)	1~3 年	7,000 円
		4 年	6,500 円
		5 年	6,000 円
		6 年	5,500 円
一人親世帯 (兄弟の上)	1~6 年	4,000 円	
同時に 3 人以上 利用する世帯 (3 人目以上兄弟上)	1~6 年	1,000 円	

別表 3 (第 10 条関係)

徴収金の種類	対象	金額 (日額)
特別保育料	通常保育対象利用者の 1 日保育 (長期学校休 業期間・土曜日・開校 記念日等) 料	100 円
緊急保育料	上記以外の短期保育対 象児童の 1 日保育料	2,500 円

※徴収方法：徴収額は保育利用日数とする

1 学童保育賠償責任保険

1. 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

学童保育所等に法律上の損害賠償責任がある場合に保険金が支払われます

- ◆認可保育園および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。
- ◆学童保育所ごとにお申込みください。

この保険の特長

この保険は、学童保育所、学童保育業務または学童保育で提供した飲食物等に起因して保険期間中に生じた事故に基づき、学童保育所等の被保険者が他人に対して法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いするものです。（日本国外において発生した事故は補償されません）

●被保険者（補償を受けることができる方）は記名被保険者（学童保育所）およびその役員、使用人となります。

●被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払します。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

●保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払します。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払します。

お支払いの対象となる損害

1. 施設賠償責任保険

日本国内において、記名被保険者が所有、使用または管理する学童保育所や学童保育業務の遂行に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払します。

2. 生産物賠償責任保険

日本国内において、記名被保険者が学童保育で提供した飲食物等（生産物）に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払します。

(1) 施設上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育所の設備の欠陥や管理の不備による事故に基づく賠償損害

例えば ・スベリ台に釘が出ていて児童がケガをした。

・戸や棚がたおれて児童がケガをした。

など

(2) 業務上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育業務として行われる保育の遂行中に不注意によって生じた賠償損害

例えば ・ブランコや遊動円木に乱暴に乗っているのを注意しなかったため、転落してケガをした。

など

(3) 生産物の事故（生産物賠償責任保険）

学童保育で提供した生産物によって生じた賠償損害

例えば ・学童保育で提供した飲食物等が原因で発生した他人の食中毒事故に基づく賠償損害

など

※この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●**管理下財物補償（管理下財物損壊等担保特約条項）**

被保険者が管理する他人の財物（管理下財物）の損壊・紛失・盗取・詐取について、被保険者がその財物の正当な権利者に対し、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※リース契約またはレンタル契約等に基づき他人から借りている財物は対象となりません。

※貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手・証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨とう品・勲章・徽章・稿本・設計書・ひな型その他これらに類するものは対象となりません。

※自動車の所有・使用・管理に起因する損害は対象となりません。

※管理下財物が、被保険者または被保険者と同居する親族が所有する財物である場合は、対象となりません。

●**人格権侵害補償（人格権侵害担保特約条項）**

学童保育業務の遂行等に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示（以下「不当行為」といいます。）によって、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限りします。

※広告・宣伝活動・放送活動または出版活動に起因する損害は対象となりません。

補 償 額

契約タイプ	支払限度額		免責金額※1
	施設賠償責任保険	生産物賠償責任保険	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険
推奨 大型タイプ	対人：1名2億円／1事故5億円 対物：1事故500万円	対人：1名2億円／1事故5億円 （保険期間通算5億円） 対物：1事故500万円 （保険期間通算500万円）	対人・対物とも 1事故につき1,000円
基本タイプ	対人：1名1億円／1事故5億円 対物：1事故200万円	対人：1名1億円／1事故5億円 （保険期間通算5億円） 対物：1事故200万円 （保険期間通算200万円）	対人・対物とも 1事故につき1,000円
上記共通	管理下財物補償※2 1事故100万円	-	1事故につき1,000円
	人格権侵害補償 1名50万円 1事故1,000万円（保険期間通算1,000万円）	-	1事故につき1,000円

※1 免責金額：保険金をお支払いする際に、損害の額から差し引く金額をいい、免責金額は被保険者の自己負担となります。

※2 引受保険会社が法律上の損害賠償金に対して支払う保険金の額は、特約条項により保険金を支払うべき損害の額を含めて、保険証券・加入通知書の「対物賠償」欄に記載された支払限度額を限度とします。

保 険 料

（1年間・1施設あたり）※加入月別の保険料はP.12をご参照ください。

契約タイプ	児童数（1施設あたり）	保 険 料
大型タイプ	平均登録児童数 10名まで	7,600円
	平均登録児童数 50名まで	9,680円
	平均登録児童数 100名まで	10,770円
	平均登録児童数 200名まで	12,250円
	平均登録児童数 300名まで	12,920円
基本タイプ	平均登録児童数 10名まで	6,640円
	平均登録児童数 50名まで	8,260円
	平均登録児童数 100名まで	9,170円
	平均登録児童数 200名まで	10,250円
	平均登録児童数 300名まで	10,790円

※平均登録児童数の算出は、2023年4月～2024年3月の1年間の毎月1日時点における児童数の累計人数÷12ヶ月で計算してください。（2023年4月～2024年3月の1年間の算出が難しい場合は2024年2月までの人数で計算してください。）新設学童保育所の場合は定員数でお申込みください。保険期間の途中で児童数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。（「3. 学童保育児童傷害保険」については、増加人数分の保険料振込が必要となりますのでご注意ください。）また、登録児童が減少した場合の保険料の返戻は行いませんのでご了承ください。なお、ご申告いただいた平均登録児童数が実際の平均登録児童数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金が削減される場合がございますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合はP.3をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

1. 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通

- ・ 保険契約者・被保険者の故意
- ・ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・ 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・ 核燃料物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染された物の有害な特性またはその作用に起因する損害
- ・ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理に起因する損害
- ・ 石綿または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性など有害な特性に起因する損害
- ・ 医療行為等（法令により医師等以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者またはその使用人、その他被保険者の業務補助者が行ったことに起因する損害
- ・ サイバー攻撃

など

2. 施設賠償責任保険

- ・ 給排水管、暖冷房装置等からの蒸気・水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出に起因する損害
- ・ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みに起因する損害
- ・ 施設の新築、修理、改造等の工事に起因する損害
- ・ 航空機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害
- ・ 次の賠償責任（ただし、管理下財物損壊等担保特約条項により補償対象となる財物（管理下財物）については、この規定は適用されません。）
 - ア. 記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
 - イ. 記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（アに規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任

など

3. 生産物賠償責任保険

- ・ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
- ・ 生産物の損壊または使用不能についての賠償責任、回収等の措置を講じるために要した費用を負担したことによる損害

など

4. 管理下財物補償

- ・ 保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- ・ 保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
- ・ 保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が所有する管理下財物に生じた損壊等
- ・ 仕事の遂行のために使用している間に生じた管理下財物の損壊等
- ・ 自然発火または自然爆発した管理下財物自体の損壊
- ・ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質その他これらに類似の現象
- ・ ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ・ 管理下財物とその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等
- ・ 損壊等が発生した管理下財物の使用不能（収益減少を含みます。）

など

5. 人格権侵害補償

- ・ 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ・ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ・ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ・ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ・ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

など

3 学童保育児童傷害保険

熱中症（日射病、熱射病）、細菌性食中毒等も補償の対象です。

1. 留守家庭児童団体傷害保険特約付帯傷害保険 ※詳細は各保険約款によります。

この保険の対象となる方は、ご加入の施設に登録された児童全員（職員を含めることもできます）となります。

学童保育所の管理責任の有無に関わらず保険金が支払われます

- 認可保育園および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。



この保険の特長

- 児童が学童保育所の管理下中（往復途上を含みます。）に急激かつ偶然な外来の事故による傷害を被った場合に、学童保育所の管理責任や業務責任の有無に関係なく保険金をお支払いします。
- 健康保険や生命保険および加害者からの賠償金などとは関係なく保険金をお支払いします。
- 保険の加入者は学童保育所の責任者といたします。
- 熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）による死亡・後遺障害、入院・手術、通院を補償します。
- 被保険者は学童保育所の登録児童全員といたします。学童保育所の指導員全員（ただし、ボランティアの方は含みません）を含めることもできますので、その場合には申込書に明記してください。

※学童保育所にて保険の対象となる児童（指導員）の名簿を常に備え付け、保険会社はその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じていただくことが必要です。また、保険金のお支払いに際しては、学童保育所に備え付けの名簿をご提出いただく場合があります。また、保険金請求書等所定の保険金請求書類のほかに学童保育所の代表者等が発行するその施設の管理下にある間に生じた事故である旨の証明書の提出が必要となります。

お支払いの対象となる損害

学童保育所の管理下において児童および指導員が急激、偶然、外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

この保険でいう「学童保育所の管理下」とは次の場合をいいます。

- (1) 学童保育所施設内にいる間
- (2) 学童保育所の行事としての遠足等（学童保育所の指導員が引率するものに限り、）に参加している間
- (3) 住居（学校・保育園・認定こども園から施設に赴く場合は、その学校・保育園・認定こども園）と学童保育所施設（施設以外の場所で施設の行事が行われるときのその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。）とを合理的な経路および方法により往復している間

<保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の内容」をご確認ください。>

提出書類 児童 1 人につき 1～5 までの 1 セットが必要です

1. 入所申請書

2. 就労証明書(父母各1枚) 兄弟が入所する場合には就労証明書は父母各 1 部の提出で結構です。

3. 児童調査書(両面記入)

4. 自動払込利用申込書(初回保育料引き落としは4月5日です)

郵便局の「自動払込利用申込書」は訂正する場合、二重線を引き訂正印(届出印)を押すか、新たに書き直してください。**修正液・修正テープは使えません。**

書類の提出が期限を過ぎた場合、4月の保育料の引落しができない場合があります。

5. その他の書類(保育料減額申請書・申立書)

「減額申請書」一人親家庭の場合は住民票を添付してください。

兄弟減額の申請の場合には、対象になる上の子ども 1 人につき 1 枚提出してください。

(住民票は不要)

「申立書」就学中、疾病、心身障害、看護付添、求職中の場合に記入し、提出してください。

尚、求職中の場合の「申立書」は3ヶ月を期限とし、継続する場合には再提出していただきます。

【注意事項】

① 書類提出後に不備があると差し戻しをする場合があります。

特に就労証明書はお勤めの会社を書いていただくため、時間がかかります。期限に間に合わなければ、就労証明書以外の入所書類を期限内に提出し、就労証明書は別途提出してください。

② 途中入所も可能です。入所を希望する月の前月1日までに必要書類の提出をお願いします。

【書類提出方法】

書類は各学童クラブにご提出ください。

下記以外平日にも受け付けますが、その場で記載事項を確認しますので、下記の日程でご協力ください。

尚、平日に各学童に提出する場合には、保育時間を避けて午前中をお願いします。

午前中、職員は会議や研修で留守になる場合があります。事前に電話等でご確認の上お越しください。

学童の見学を希望する場合は、事前に各学童クラブへ連絡して、日程調整の上お越しください。

提出日時・・・1月25日(土)・2月1日(土) 10時～17時

最終締め切り・・・2月1日(土)